



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目 次 (\*については県例規集登載事項)

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

1004 指定自立支援医療機関の指定	(こころの健康推進課) .....	1
1005〃	(〃) .....	1
1006〃	(〃) .....	2
1007 救急病院の認定	(医務課) .....	2
1008 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不分明	(森林整備課) .....	2
1009 道路の区域変更	(道路保全課) .....	3
1010〃	(〃) .....	3
1011 道路の供用開始	(〃) .....	3
1012〃	(〃) .....	4
1013 道路の指定の取消し	(建築住宅課) .....	4

### ○ 選挙管理委員会告示

117 政治団体の届出事項の異動の届出	.....	4
118 政治団体の解散の届出	.....	5
119 政治団体の設立の届出	.....	5
120 和歌山県議会議員日高郡選挙区補欠選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支 報告書の要旨	.....	6
*121 政治団体の収支報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程の一部を改正する告示	.....	9
*122 政党助成法の規定による都道府県提出文書の閲覧及び写しの交付に関する規程	.....	13

### ○ 諸報

和歌山県収用委員会公示による通知	(収用委員会) .....	19
------------------	---------------	----

## 告 示

### 和歌山県告示第1004号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定したので公示する。

令和7年12月26日

和歌山県知事 宮崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は指定 訪問看護事業者等の名称	指定期月日
ユーコー薬局	海南省下津町小南126-4	—	山本耕司	令和 7.11.1
ユーコー薬局海南	海南省築地1-58	—	裁松美知	令和 7.11.1

### 和歌山県告示第1005号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の

規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和7年12月26日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師) の氏名又は指定 訪問看護事業者等の名称	指定 年月日
わかば薬局	御坊市湯川町財部722-5	—	西山武志	令和 7.11.1
あおば薬局	岩出市金池390-1 グリーンヒル金 池101号	—	鈴木勝也	令和 7.11.1

### 和歌山県告示第1006号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和7年12月26日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師) の氏名又は指定 訪問看護事業者等の名称	指定 年月日
調剤薬局花みかん てんてん店	田辺市たきない町28-33	—	野田貴夫	令和 7.11.1
調剤薬局花みかん はるる店	田辺市東陽26-3	—	高石忠勝	令和 7.11.1
調剤薬局花みかん すくま店	西牟婁郡上富田町生馬405-2	—	坂本悠	令和 7.11.1

### 和歌山県告示第1007号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和7年12月26日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 名称 橋本市民病院
- 2 所在地 橋本市小峰台2-8-1
- 3 有効期限 令和10年12月23日

### 和歌山県告示第1008号

令和7年和歌山県告示第898号（以下「告示第898号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を日高川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和7年12月26日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 所在が不分明である通知の相手方  
玉置知之助
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第898号のとおり

## 和歌山県告示第1009号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年12月26日

和歌山県知事 宮崎 泉

1 道路の種類 県道

2 路線名 御坊湯浅線

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
日高郡日高町大字池田字小井12番地先から同町大字池田字小井790番2地先まで	旧	3.57 ～ 5.45	95.10	
同上	新	4.12 ～ 8.56	95.10	

## 和歌山県告示第1010号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年12月26日

和歌山県知事 宮崎 泉

1 道路の種類 県道

2 路線名 奥佐々阪井線

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
海南市野上新字馬酔木谷644番1地先から同市野上新字馬酔木谷701番1地先まで	旧	13.55 ～ 14.72	14.99	
同上	新	14.17 ～ 15.76	14.99	

## 和歌山県告示第1011号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年12月26日

和歌山県知事 宮 崎 泉

道路の種類 県道

路線名 奥佐々阪井線

供用開始の区間 海草郡紀美野町動木字桑添1939番3地先から海南市野上新字馬酔木谷697番1地先まで

供用開始の期日 令和7年12月26日

## 和歌山県告示第1012号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年12月26日

和歌山県知事 宮 崎 泉

道路の種類 県道

路線名 井関御坊線

供用開始の区間 日高郡日高町大字萩原字笹山1349番3地先から同町大字萩原字蔭り原1180番8地先まで

供用開始の期日 令和7年12月26日

## 和歌山県告示第1013号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定に基づく道路の指定を次のとおり取り消した。

なお、指定を取り消した道路に関する図面及び調書は、有田振興局建設部に備え付けて縦覧に供する。

令和7年12月26日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定を取り消した道路の指定番号	指定を取り消した道路の位置（起点） ----- 指定を取り消した道路の位置（終点）	取消年月日	指定を取り消した道路	
			幅員 メートル	延長 メートル
有町-0070	大字徳田字椎ノ木1576-3の内、1580の先 ----- 大字徳田字椎ノ木1576-3の内、1580の先	令和 7.12.26	4.00	19.80

## 選挙管理委員会告示

## 和歌山県選挙管理委員会告示第117号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年12月26日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和歌哲也

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
参政党和歌山第1支部	林元将崇	政治団体の名称	参政党和歌山第1支部	参政党和歌山支部	令和 7.11.5

参政党和歌山第1支部	松野喜代	代表者	松野喜代	林元将崇	令和7.11.27
日本維新の会和歌山県総支部	井上英孝	主たる事務所の所在地	和歌山市湊通丁北二丁目13番地 TKCビル1F	和歌山市十三番丁52	令和7.12.1

## その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
世耕弘成後援会	世耕弘成	主たる事務所の所在地	田辺市稻成町232-2	和歌山市南汀丁22番地	令和7.11.12
「和歌山から日本を再起動!!」実現の会	世耕弘成	主たる事務所の所在地	田辺市稻成町232-2	和歌山市南汀丁22	令和7.11.12
平木哲朗後援会	杉本俊彦	代表者	杉本俊彦	尾上賢一	令和7.12.1

## 和歌山県選挙管理委員会告示第118号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年12月26日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和歌哲也

## その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
遠友会	遠藤富士雄	令和7.4.1
梅本ちえ後援会	梅本知江	令和7.4.1
周勝会	末次啓了	令和7.11.10

## 和歌山県選挙管理委員会告示第119号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年12月26日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和歌哲也

## その他の政治団体

## 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
雜賀弥一後援会	雜賀弥一	雜賀聖子	西牟婁郡白浜町3309-25 1F	令和7.11.12
林のりお後援会	林宣男	尾崎里美	有田郡有田川町大字小島421	令和7.11.13
のぞえ勇作後援会	谷本弘作	林郁子	有田郡有田川町下津野450	令和7.11.13

井本芳秀後援会	井本芳秀	井本芳秀	有田郡有田川町小原224-1	令和 7.11.19
松下まさかずを応援する会	松下正和	保田義雄	和歌山市福島368-2	令和 7.11.25

## 和歌山県選挙管理委員会告示第120号

令和7年6月1日執行の和歌山県議会議員日高郡選挙区補欠選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書の要旨について、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年12月26日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和歌哲也

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和7年6月1日執行 和歌山県議会議員日高郡選挙区補欠選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 5,017,000円

3 報告書の要旨

候補者氏名	岩永 淳志	所属党派	無所属	期間 5月13日から 6月14日まで	第1回分
出納責任者氏名	西山 泰仙				

## 収入

## 主たる寄附

(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)
安藤 妃史	自営業	400,000円
角 幸彦	会社役員	100,000円
白石 陽子	パート (こども支援団体)	30,000円
青貝 洋征	自営業	10,000円
三上 ほづみ	自営業	10,000円
青貝 浩之	自営業	5,000円
牛見 五夫	自営業	10,000円
鈴木 智仁	会社員	10,000円
萩原 優真	公認会計士	50,000円
久村 早苗	会社員	20,000円
富士 八郎	自営業	100,000円
大江 美佐子	自営業	10,000円

## その他の寄附

件 円

## その他の収入

500,000円

今回計

1,255,000円

前回計

円

総 計

1,255,000円

## 支出

91,388円

人件費

55,500円

家屋費

50,000円

選挙事務所費

5,500円

集合会場費

44,379円

通信費

円

交通費

1,144,176円

印刷費

664,447円

広告費

3,172円

文具費

186,875円

食糧費

円

休泊費

70,705円

雑 費

2,260,642円

今回計

円

前回計

円

総 計

2,260,642円

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	
	ピラの作成	123,680円
	ポスターの作成	1,012,176円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	

政見放送のための録画等	計	1,135,856円
-------------	---	------------

報告書受理年月日	令和7年6月16日	第1回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	岩永 淳志	所属党派	無所属	期間 6月23日から 6月23日まで	第2回分
出納責任者氏名	西山 泰仙				

収入	支出
主たる寄附	人件費
(氏名・団体名) (職業) (寄附額)	家屋費
	選挙事務所費
	集合会場費
	通信費
	交通費
	印刷費
	広告費
	文具費
	食糧費
	休泊費
	雑 費
その他の寄附	件 円
その他の収入	円
今回計	円
前回計	1,255,000 円
総 計	1,255,000 円
	今回計 59,071 円
	前回計 2,260,642 円
	総 計 2,319,713 円

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	
	ピラの作成	123,680円
	ポスターの作成	1,012,176円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	
	政見放送のための録画等	
	計	1,135,856円

報告書受理年月日	令和7年6月27日	第2回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	岩永 淳志	所属党派	無所属	期間 7月29日から 7月29日まで	第3回分
出納責任者氏名	西山 泰仙				

収入	支出
主たる寄附	人件費
(氏名・団体名) (職業) (寄附額)	家屋費
	選挙事務所費
	集合会場費
	通信費
	交通費
	印刷費
	広告費
	文具費
	食糧費
	休泊費
	雑 費
その他の寄附	件 円
その他の収入	円
今回計	円
前回計	1,255,000 円
総 計	1,255,000 円
	今回計 3,137 円
	前回計 2,319,713 円
	総 計 2,322,850 円

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	
ピラの作成	123,680円

## 和歌山県報 第680号

令和7年12月26日(金曜日)

支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	1,012,176円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	
	政見放送のための録画等	
	計	1,135,856円

報告書受理年月日	令和7年8月4日	第3回報告分
----------	----------	--------

候補者氏名	芝 充彦	所属党派	無所属	期間 5月10日から 6月5日まで	第1回分
出納責任者氏名	楠山 博之				

収入	支出
主たる寄附	人件費 360,000 円
(氏名・団体名) (職業) (寄附額)	家屋費 534,439 円
自由民主党和歌山県支部連合会 政党 300,000 円	選挙事務所費 534,439 円
自由民主党和歌山県御坊市第一支部 政党 50,000 円	集合会場費 円
上平 佳司 会社役員 67,500 円	通信費 円
芝 ゆう子 会社員 90,000 円	交通費 円
その他の寄附 件 円	印刷費 577,600 円
その他の収入 2,500,000 円	広告費 104,500 円
今回計 3,007,500 円	文具費 3,243 円
前回計 円	食糧費 49,153 円
総 計 3,007,500 円	休泊費 円
	雜 費 57,694 円
	今回計 1,686,629 円
	前回計 円
	総 計 1,686,629 円

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	
ビラの作成	
ポスターの作成	538,000円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	
個人演説会の立札及び看板の類の作成	
政見放送のための録画等	
計	538,000円

報告書受理年月日	令和7年6月12日	第1回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	芝 充彦	所属党派	無所属	期間 6月23日から 6月23日まで	第2回分
出納責任者氏名	楠山 博之				

収入	支出
主たる寄附	人件費 円
(氏名・団体名) (職業) (寄附額)	家屋費 円
	選挙事務所費 円
	集合会場費 円
	通信費 円
	交通費 円
	印刷費 円
	広告費 円
	文具費 円

その他の寄附	件	円	食糧費	円
その他の収入		円	休泊費	円
今回計		円	雜 費	1,939 円
前回計		3,007,500 円	今回計	1,939 円
総 計		3,007,500 円	前回計	1,686,629 円
			総 計	1,688,568 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	
	ピラの作成	
	ポスターの作成	538,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	
	政見放送のための録画等	
計		538,000円

報告書受理年月日	令和7年6月27日	第2回報告分
----------	-----------	--------

### 和歌山県選挙管理委員会告示第121号

政治団体の収支報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年12月26日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和歌哲也

政治団体の収支報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程（平成20年和歌山県選挙管理委員会告示第125号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（目的）</p> <p>第1条 この規程は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第20条の2第2項の規定に基づき、法第12条第1項若しくは第17条第1項、第14条第1項（第17条第4項において準用する場合を含む。）、第19条の14又は第19条の14の2第4項の規定により和歌山県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）に提出された報告書、書面、政治資金監査報告書又は確認書（以下「収支報告書等」という。）の閲覧又は写しの交付の請求及びその方法について必要な事項を定める。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この規程は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第20条の2第2項の規定により、法第12条第1項、第17条第1項、第14条第1項（第17条第4項において準用する場合を含む。）又は第19条の14の規定により和歌山県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）に提出された報告書、書面及び政治資金監査報告書（以下「収支報告書等」という。）の閲覧又は写しの交付の請求及びその方法について必要な事項を定める。</p>

別記第2号様式を次のように改める。

別記第2号様式（第2条関係）

## 收支報告書等の写しの交付請求書

年 月 日

和歌山県選挙管理委員会委員長様

氏名又は名称（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名）

住所又は居所（法人その他の団体にあっては、主たる事務所等の所在地）

〒

連絡先（連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所、氏名及び電話番号）

政治資金規正法第20条の2第2項の規定により、下記のとおり收支報告書等の写しの交付を請求します。

記

## 1 請求する收支報告書等

年	政治団体の名称	枚 数
合 計		

## 2 求める写しの交付方法

 送付を希望する  送付を希望しない

## 3 交付手数料

(交付手数料) _____円	(県証紙貼付)	(受付印)
-------------------	---------	-------

交付手数料の計算方法

\_\_\_\_\_枚 × 10円 = \_\_\_\_\_円

\*以下の欄は記入しないでください。

備 考	
-----	--

別紙

## 1 請求する収支報告書等

(注) この用紙は、別記第2号様式の記入欄が足りないときに使用するものとする。

## 附 則

この告示は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定（「第20条の2第2項の規定により」を「第20条の2第2項の規定に基づき」に、「第17条第1項」を「若しくは第17条第1項」に改める部分に限る。）及び別記第2号様式の改正規定は、告示の日から施行する。

**和歌山県選挙管理委員会告示第122号**

政党助成法の規定による都道府県提出文書の閲覧及び写しの交付に関する規程を次のように定める。

令和7年12月26日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和歌哲也

政党助成法の規定による都道府県提出文書の閲覧及び写しの交付に関する規程

**(目的)**

第1条 この規程は、政党助成法（平成6年法律第5号。以下「法」という。）第32条第5項の規定に基づき、和歌山県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）に提出された同条第3項に規定する都道府県提出文書（以下「都道府県提出文書」という。）の閲覧又は写しの交付の請求及びその方法について必要な事項を定める。

**(請求)**

第2条 法第32条第5項の規定による請求は、それぞれ別記第1号様式又は別記第2号様式により書面で行わなければならない。

2 県委員会は、前項に規定する書面に形式上の不備があると認めるときは、請求をした者（以下「請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、県委員会は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

**(閲覧の場所)**

第3条 都道府県提出文書の閲覧は、県委員会事務局において、その執務時間中にこれをしなければならない。

**(閲覧の方法)**

第4条 都道府県提出文書の閲覧は、県委員会が指定する場所でこれを行い、指定された場所以外にこれを持ち出してはならない。

2 都道府県提出文書は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

3 前2項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

**(写しの交付の方法)**

第5条 都道府県提出文書の写しの交付は、都道府県提出文書を複写機により日本産業規格A列4番の大きさの用紙に複写したもの（白黒で複写したものに限る。）の交付とする。

**(写しの交付の制限)**

第6条 県委員会は、交付の請求があった日から15日以内に当該請求に係る都道府県提出文書の写しを交付するものとする。ただし、第2条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、県委員会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、県委員会は、請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

**(写しの交付の制限の特例)**

第7条 請求に係る都道府県提出文書が著しく大量であるため、当該請求があった日から60日以内にそのすべてについて写しを交付することにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、県委員会は、当該請求に係る都道府県提出文書のうちの相当の部分につき当該期間内に写しを交付し、残りの都道府県提出文書については相当の期間内に写しを交付すれば足りる。

この場合において、県委員会は、同条第1項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの都道府県提出文書について写しを交付する期限

附 則

- 1 この規程は、令和8年1月1日から施行する。
- 2 政党的支部の支部報告書等の閲覧に関する規程（平成8年和歌山県選挙管理委員会告示第1号）は、廃止する。

別記第1号様式(第2条関係)

## 都道府県提出文書の閲覧請求書

年 月 日

和歌山県選挙管理委員会委員長様

氏名又は名称(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名)

住所又は居所(法人その他の団体にあっては、主たる事務所等の所在地)

政党助成法第32条第5項の規定により、下記のとおり都道府県提出文書の閲覧を請求します。

記

1 閲覧年月日 年 月 日

2 閲覧時間 午前 時 分 ~ 午前 時 分  
(後) (後)

3 閲覧する文書

年	政党の支部の名称

別記第2号様式（第2条関係）

## 都道府県提出文書の写しの交付請求書

年 月 日

和歌山県選挙管理委員会委員長様

氏名又は名称（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名）

住所又は居所（法人その他の団体にあっては、主たる事務所等の所在地）

〒

連絡先（連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所、氏名及び電話番号）

政党助成法第32条第5項の規定により、下記のとおり都道府県提出文書の写しの交付を請求します。

記

## 1 請求する文書

年	政党の支部の名称	枚 数
合 計		

## 2 求める写しの交付方法

 送付を希望する  送付を希望しない

## 3 交付手数料

(交付手数料) _____円	(県証紙貼付)	(受付印)
-------------------	---------	-------

交付手数料の計算方法

\_\_\_\_\_枚 × 10円 = \_\_\_\_\_円

\*以下の欄は記入しないでください。

備 考	
-----	--

別紙

## 1 請求する文書

(注) この用紙は、別記第2号様式の記入欄が足りないときに使用するものとする。

## 諸 報

## 和歌山県収用委員会公示による通知

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2において読み替えて準用する同令第5条第1項の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

なお、通知すべき事項を記載した書類は、和歌山県県土整備部県土整備政策局用地対策課に保管し、通知を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、令和8年1月16日をもってその通知があつたものとみなされる。

令和7年12月26日

和歌山県収用委員会会長 石 倉 誠 也

1 事件名

和歌山都市計画道路事業3・4・13号貴志琴ノ浦線

2 通知すべき事項を記載した書類の名称

令和7年12月26日付け和収第11号の4「審理の開催について（通知）」

3 通知を受けるべき者

和歌山県和歌山市和歌浦東二丁目690番地6の土地所有者 不明

ただし、土地登記記録の表題部所有者 126名（次のとおり。いずれの者も住所不明）

畠山光太郎

和田留吉

上野亀吉

和中種松

林寅楠

山下清吉

湯口廣太郎

和田英一郎

和田兵藏

岡本久七

中尾三次郎

和田義彦

阪田シゲノ

黒田兵之助

和田助十郎

正木菊松

小泉いそゑ

碇復夫

山本雄太郎

小泉楠松

高井新次郎

栗生源一

西本嘉一郎

湯崎楠ゑ

山下清藏

西本文四郎

林常次郎

林槌楠  
山下千太郎  
和田辰楠  
小泉芳之助  
三谷富藏  
畠中傳之助  
和田龍太郎  
駒木根金十郎  
井上亀之丞  
北畠清一  
橋本福次郎  
鳥居富次郎  
和田角之助  
嶋辰之助  
小泉由松  
和田定楠  
和田梅吉  
和中善之助  
北畠栄一郎  
朝井佐次郎  
和田松之助  
山下市松  
山下忠吉  
山下勇藏  
和田房吉  
辻芳松  
和田與一郎  
山下常太郎  
和田福次郎  
山本フサ  
和田栄次郎  
西山楠次郎  
和田增藏  
西山市右エ門  
南キタ  
山下長藏  
山下金藏  
佐藤留太郎  
和田善四郎  
和田きくゑ  
和田由松  
西本阪楠  
和田孫八  
和田良太郎

佐藤重太郎  
佐野甚右衛門  
和田萬次郎  
和田安松  
和田幸之助  
小林楠之助  
石関彦一  
山下ゑの  
和田たゑの  
和田増大郎  
和田兵楠  
畠中廣行  
菅下清次郎  
和田喜代楠  
北畠政一  
北畠善一  
原岩男  
畠中楠五郎  
小泉金五郎  
小泉市太郎  
和田政吉  
和田林助  
和中留之助  
土山常次郎  
出嶋千之助  
和田貞楠  
和田福太郎  
和中君代  
太多器之丸  
和中秀吉  
出口安太郎  
和田政次郎  
石井徳之助  
鈴木熊次郎  
和中常太郎  
野村駒吉  
奥野久三  
奥野きくゑ  
和田安  
和田あん  
富永清一郎  
奥野辰楠  
小泉福次郎  
和田宇之助

鈴木岩次郎

和田慶次郎

和田善太郎

和田楠松

和田佳一郎

和田千代楠

和田嘉平次

和田豊楠

和田市太郎

和中辰之助

和田長四郎